

令和6年11月21日

松本市長　臥雲　義尚　様

松本市社会福祉審議会
委員長 小林 弘明

「第3期松本市子ども・子育て支援事業計画の策定について」（答申）

令和6年4月30日付け松本市諮問松福福第78号をもって当審議会に諮問がありました件について、別紙のとおり答申いたします。

児童福祉専門分科会答申

令和7年度から5か年を計画期間とした「第3期松本市子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたっての必要な事項は、下記のとおりです。

記

1 策定に必要な事項

- (1) 乳幼児期の質の高い教育・保育の確保
 - ア 施設型給付及び地域型保育給付に係る事業の推進
 - イ 教育・保育等の円滑な利用及び質の向上に係る取組の推進
- (2) 地域のニーズに応じた子育て支援の充実
 - ア 利用者支援事業
 - イ 地域子育て支援拠点事業
 - ウ 妊婦健康診査
 - エ 産後ケア事業
 - オ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
 - カ 養育支援訪問事業、その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
 - キ 子育て世帯訪問支援事業（こども安心訪問支援事業）
 - ク 子育て短期支援事業
 - ケ ファミリー・サポート・センター事業
 - コ 一時預かり事業
 - サ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
 - シ 延長保育事業
 - ス 病児・病後児保育事業
 - セ 放課後児童対策（放課後児童健全育成事業／放課後子ども教室）
 - ソ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
 - タ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
- (3) ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の両立）を実現する環境づくりの推進
 - ア 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

2 意見

- (1) 国のこども大綱を勘案し、子育て支援のみならず、こども・若者の成長や学び、生活基盤の安定化等を支援する「こども計画」への位置付けとなる計画策定としてください。
- (2) 待機児童の解消や「こども誰でも通園制度」の本格実施に向けた保育士の確保及び児童館・児童センターの支援員等の確保に努めてください。
- (3) 虐待の防止やヤングケアラーの負担軽減のため、適切な支援を行ってください。
- (4) 共働き世帯の増加や核家族化等により、ニーズが増えている児童館・児童センター等の老朽化・狭隘化対策による施設整備を計画的に進めてください。